

平成27年第1回定例市議会追加提出議案

(予算案を除く。)

(3月27日提出)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
4 1	(議 案) 藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について	1

このほかの提出議案

議案番号

4 2 平成26年度藤井寺市一般会計補正予算（第7号）について

議案第 4 1 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部改正について

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 2 7 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成 2 7 年政令第 7 1 号）の施行に伴い、一般被保険者に係る基礎賦課総額について、国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、平成 2 6 年度までの暫定措置であった都道府県単位での「高額医療費共同事業」や「保険財政共同安定化事業」の恒久化に対応する等の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

第9条の3第1号中「保健事業に要する費用の額」の次に「、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額」を加え、同条第2号中「第72条の4」を「第72条の5」に、「その他」を「、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。